

令和4年度

さいたま市立大谷場中学校いじめ防止基本方針



令和4年4月1日

# 令和4年度 さいたま市立大谷場中学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校全生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立大谷場中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめ問題に係る事件・事故を「対岸の火事ではない」という危機感をもつこと。
- 2 いじめをみたら、「抱きついてでも」止めること。
- 3 いじめられる生徒を絶対に守り抜くこと。
- 4 「いじめは許さない」という強い認識をもつこと。
- 5 いじめる生徒に対し、毅然とした態度で指導すること。
- 6 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 7 重大事態は、警察等関係機関と必ず連携すること。
- 8 教師自らの体験を語るなどして、生徒に将来への希望が生まれるよう働きかけること。
- 9 いじめられた生徒に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。
- 10 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげる。
- 11 学校の特定の教職員がいじめに係る問題を抱え込まず、一丸となって組織的に対応する。
- 12 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

## III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合も背景にある事情を確認し、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

「いじめの解消」については①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされており少、なくとも3か月以上その状態が継続している時に「いじめの解消」について判断する。

## IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
  - (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行う。

- (2) 構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員、PTA会長、主任児童委員、学校関係者評価委員（学校評議員）、スクールソーシャルワーカー
- (3) 開催
  - ア 定例会（各学期1回程度開催）
  - イ 校内委員会（生徒指導部会等と兼ねて開催）
  - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
  - ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証、いじめ防止基本方針の定期的な見直し
  - イ 教職員の共通理解と意識啓発
  - ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
  - エ 個別面談や相談の受け入れ及びその集約、記録
  - オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約、緊急会議の開催
  - カ 発見されたいじめ事案への対応、指導方針の決定
  - キ 構成員の決定
  - ク 重大事態への対応
  - ケ いじめの早期発見のための相談、通報を受けるための窓口

## 2 なでしこいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、生徒会会計、学級生活委員
- (3) 開催：各学期1回程度開催
- (4) 内容
  - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
  - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
  - ウ 提言した取組を推進する。

## V いじめの未然防止

### 1 道徳教育の充実

- (1) 教育活動全体を通して
  - 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- (2) 道徳の時間を通して
  - 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。
- 2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して
  - 実施要項に基づき、各学校や生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
    - ・生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
    - ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
    - ・校長等による講話
    - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
    - ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- 3 人間関係プログラムを通して
  - (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
    - 「いじめ撲滅強化月間」に、「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」といったロールプレイを行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。
  - (2) 直接体験の場や機会を通して
    - 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で生徒が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
  - (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
    - 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に生徒一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級の学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。
- 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して
  - 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。
- 5 メディアリテラシー教育を通して
  - 「携帯・インターネット安全教室」の実施
    - ・生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
  - 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりす

ることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない  
集団づくりに努める。

- 7 「さいたま子ども会議」「いじめ防止シンポジウム」「心を潤す4つの言葉推進運動」  
○ 生徒の自治の力を高めることにより、いじめのない集団づくりに努める。

## VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

### 1 日頃の生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・生徒の些細な変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子がみられる
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる
- (5) 部活動：部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている
- (6) 下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月 ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行い、面談した生徒について、学校全体、保護者で情報を共有・記録し保存する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 認知したいじめを毎月の「いじめに係る状況調査」で確実に報告する。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

### 4 教育相談週間の実施

- (1) 年1回、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
  - ① 教育相談だよりの発行
  - ② さわやか相談室の充実

### 5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：6月・2月（年2回実施）
- (2) アンケート結果の活用：アンケートの集計後、調査結果の内容を、学校だより、保護者会を活用して保護者に公表するとともに、学校が組織を挙げていじめ問題への対応策を積極的に取り組んでいることを意志表明し、連携の基盤をつくる。

### 6 地域からの情報収集

- (1) 民生児童委員・主任児童委員：いじめ対策委員会の委員として積極的な情報提供を

依頼し、早期認知・早期解決を図る。

- (2) 学校評議員 : 学校評議員である本校PTA会長や本校元PTA会長は自治会に深くかかわることから学校評議員といじめ対策委員を兼務し、情報提供を依頼する。

## Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、情報収集の中心として、教職員の役割分担を行う。いじめ対策委員会の進行を行う。
- 教務主任は、教頭を補佐し、情報収集を行う。
- 担任は、事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、担任を補佐し、情報収集、安全の確保、指導にあたる。
- 学年主任は、担当する生徒の情報を収集するとともに、担当する学年の情報共有を行う。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをするとともに、生徒の情報を全教職員で共通理解を図るための体制を整備する。また、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、いじめを受けた生徒の心のケアのため、さわやか相談員や養護教諭、スクールカウンセラーとの連携を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障がいが必要として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒の来室した際の情報を集約し、情報共有を図るとともに、教育相談主任、さわやか相談員、スクールカウンセラーと連携し、いじめを受けた生徒の心をケアする。
- 部活動の顧問は、当該生徒の部活動内での交友関係等の情報を共有化するとともに養護教諭等と連携して当該生徒の心をケアする。
- さわやか相談員は、生徒の心の寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の助言・指導や生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- 特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことがないよう、速やかにいじめ対策組織に対し情報を報告し、学校の組織的対応につなげていく。

## Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」「いじめ防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「さいたま市いじめ対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
  
- 重大事態について
  - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
    - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
  - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
    - ・ 年間30日を目安とする。
    - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
  
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
  - ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
  - イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

### ※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計

画的に行う。

## 1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底  
全教職員がいじめに対する理解を共有し、取組に対して共通の認識を持つことを促す。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証  
PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた時期に、「取組評価アンケート」を実施し、その結果を踏まえ、その期間の取組が適切に行われたかを検証する。

## 2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
  - チャイム0分前行動等の習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導方法を研究し、指導に生かして、いじめ等の未然防止を図る。
  - 全ての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善・研究を推進して学方向上はもとよりいじめを初めとした生徒指導上の諸問題の未然防止を図る。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
  - 生徒理解などについて、心理、医療等の様々な分野から講師を招き、講義形式のみに偏らない事例研究やカウンセリング演習を実施するなど、教職員が目的意識を持って実践的な知識・経験が得られるような研修を実施する。
- (3) 情報モラル研修：生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修を実施する。

## X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
  - (1) 検証を行う期間：4月～9月、10月～3月
- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
  - (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：12月とする。
  - (2) いじめ対策委員会の開催時期：5月、2月とする。
  - (3) 校内研修等の開催時期：4月、8月、1月とする。
- 3 いじめの問題に関する行内研修の開催時期（予定）
  - ・ 6月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
  - ・ 7月：生徒指導に係る伝達研修
  - ・ 8月：特別支援教育に係る研修